

江戸時代前期の江戸における町奉行所出版許可制の存在について

——荷田在満の『大嘗会便蒙』による奇禍を通じて——

山 本 秀 樹

一

元文五年（一七四〇）九月六日、江戸で、『大嘗会便蒙』なる前年の新板書物を町奉行所に回収するための町触が出された。

本を送った者には送り先から取り返して提出させるよう命じ、また、江戸全町に町内の本の有無を回答させた。

元禄六年（一六九三）綱吉政権時の馬の物言う噂の発生源探索時¹⁾を思い起こさせる、江戸時代においてはきわめてめずらしい、町支配組織を利用して伝播ルートをたどる公開搜索である。

覚

『大嘗会便蒙』と申す書物、去年新板差出候。右書物調候者有之候はゞ、早々備前守様（水野勝彦。元文四年九月より南町奉行。——山本注）御役所へ可差上候。求め候て外へ遣し候はゞ、先より取返し可差上候。若又先々より遠国へ遣し候事有之候はゞ、其の先々相尋ね可申上候。難相尋所、又は難取返分共に其の訳可申上候。

右の通、町々書物致商売候者は勿論、其の外地借り店借り裏々まで申問、有無返答名主支配限り書付け、備前守様御番所へ可申上候。

御急ぎの儀に候間、早々右返答可申上候。少も遅々有間敷候。以上

九月六日

町年寄三人（『江戸町触集成』六五七四）

『大嘗会便蒙』は、のちに『国歌八論』で知られる、国学者荷田東満の養継嗣在満の著作である。

元文四年に板行されたこの著作は在満を三ヶ月半の謹慎に追い込んだが、それが主君田安宗武にとって失点というほどの意味を持たなかったことは、そののちも『国歌八論』の執筆を慫慂されているところからしてわかる、ということとは羽倉敬尚氏がいくたびも記されたところである（たとえば「荷田の落ち穂」初出『朱』一五、昭和四十八年六月）

のち同氏論文集『近世学芸論考』明治書院、平成四年、一二六頁）。

しかしながら、幕府から板木没収且つ閉門の科罰を受けたことにより田安家から退けられたとする見方は、科罰が元文五年であり田安家致仕が延享三年（一七四六）と六年の懸隔をさしはさむにもかかわらず、——それは遠いとも近いとも見えるのであろう、——どうしても生じてしまうものらしく、たとえばその見方の一例が田安宗武『服飾管見』について宗武侯没後に遺稿の整理に当たった家臣の記した解説

にも見えることは、同じく羽倉敬尚氏が「東丸と真淵と」(初出『神道学』九三、昭和五十二年五月。のち上記同氏論文集、一七八頁)で触れられている。⁽³⁾

先の触が江戸の町に触れられて『大嘗会便蒙』版本の回収がはかられる三日前の元文五年九月三日、在満は田安家から呼出を受けている(荷田在満「大嘗会便蒙御答頭末」『大嘗会儀式具釈』羽倉家蔵版(非売品)、大正五年⁽⁴⁾)。

それはこのとき現將軍の意向を受けて復興された⁽⁵⁾、大嘗会という儀式としては最重要の部類としか受け取られようもないであろう天皇の即位関連儀礼について書物を記し、版本という、一般に売り弘められる形式にしてしまった、ことがらの性質上、譴責を承けても仕方のない所以ではあった。

なんととなれば、その情報を管轄すべき公家方から異論が出てしまえば、それは状況的に異説ということになってしまわざるを得ないし、学問異説の新版書物は当の現將軍吉宗が十八年前に禁じたところであつたからである。

享保七年(一七二二)十一月八日江戸触の書物関係五ヶ条令第一条は以下のごとくである(『江戸町触集成』五八二七)。

一、自今新版書物の儀、儒書・仏書・神書・医書・歌書、都て書物類、其筋一通りの事は格別、猥成儀・異説等を取交え作り出し候儀、堅く可為無用事。

また、ことがらの適否で言えば、幕府御用で情報を集めた大嘗会につきわざわざ人の眼に立つ出版はいかにもいかにもふさわしい行為で

はなかった。それはまさしく公用により知り得た、將軍に提出すべき情報を一般庶民に売り渡すことと思われてしまったであろうから。⁽⁶⁾

尋問期間中に在満が、御用掛の大島近江守から示唆を受けた書簡で明らかに問題視されていることが、序文に「蒙下記^二得大札^一之鴻命^上」と記してあることであり、これあるがために「御用につき承り合候大嘗会の儀をこの書に板行いたし候様に相聞こえ候」こととされていることから、幕府にとつての問題の核心がこの辺りにあり得たことが明らかに記されていると言えるのだが、従来まったく注意されていない。

内容的に何の問題もないことに、公家方からの批判に過敏に反応して幕府は在満を処罰した、というのが従来解釈だが、公家方からの批判はさほどの問題ではなく内容的に問題があることはすでに大島近江守からの書簡に示されているのであつて、従来研究には、残念ながら史料の記述を軽視しすぎたところがある。

実際、在満と大島近江守との応答の間には以下のような大島の考えがはっきり示されている。

京都よりの儀(禁中大事の規式の儀を板行したことについて公家方から付いた物言い―山本注。以下同様)は差したる事もこれあるまじく候。(「大嘗会便蒙御答頭末」八頁)

(序文中)「蒙下記^二得大札^一之鴻命^上」とこれあり候所事重く候(中略)(この)文言^{グラ}(あるが)故一体の書(書物全体の意味合いが)

重く相成り候。(というの)御用につき承り合候大嘗会の儀をこの書に板行いたし候様に相聞こえ候(同右七頁)

序文には「およそ好古の士・有識の人、誰かこの礼の中興を樂しまざらんや。予幸いに大札を記得するの鴻命を奉りて去歲仲冬、伝馬洛に到る。たまたま重服有りて宮城に入ることを得ずといえども東馳西駆してほぼその趣を明らかにし、朝に問ひ夕に正して漸くその奥を得たり。今春東歸してこれを筆しこれを録し」(凡好古之士有識之人誰不樂此礼中興乎予幸奉得大札之鴻命上去歲仲冬伝馬到洛雖下有重服不_レ得_レ入_レ宮城而東馳西驅略明一朝二問_レ夕_レ正_レ漸得_レ其奥_レ今春東歸筆_レ之録_レ之)とある(傍点山本。以下同様)。

在満は『便蒙』中にはこたび御用の情報は記されていないと弁明するが、『便蒙』の序文には「国字を用いて当日の次第を釈す」とも書かれており、また、「当日の威儀」を画工に描かせる(挿絵)ために板行して欲しい旨の門生らの要請が記される。そしてまた、下巻冒頭には「大嘗会当日の次第」とタイトルされる。

これらすべての「当日」は、「御用当日」の意味ではなく、一般的にいつの代の大嘗会であれ、「大嘗会の当日」の意味で使用されているのだと在満のつもりとしてはあるのだろうが、序文に不意な問題の語句があることによってこれらのすべてが「御用当日」の意味で理解されてしまう状態にあることが問題なのである。

公家方からの物言いは「禁中御隠密の事共を板行いたし候」ことに付けられたと伝えられており(同前二頁)、実際宮中内奥で行われる儀礼情報を公開しようとするなら、それならそれで当然それ相応、公家方の意向確認手続というものが必要と考えられるだろうことは想像す

るに余りある。

その要確認行為を、在満序文は、江戸幕府將軍の意向を受けて京都で儀礼情報を集めた者が(朝廷側に何のことわりもなく勝手に)儀礼当日の儀礼内容を公開すると表現してしまっており、これでは公家方に、当時の実際以上に難癖を付けようとする意志があれば、朝幕関係の問題として非難することすら可能であったと思われる。

在満大嘗会調査行の「御用掛」大島近江守は以興(寛政重修諸家譜)。紀伊和歌山から吉宗に付き従って江戸城に入った和歌山藩以来の家臣であり、職掌はこのとき小納戸頭取(同上書)。小納戸は小姓に次ぐ將軍近侍の日常生活奉仕役であり(小学館版『日本歴史大事典』二、平成十二年)、その頭取は数十人を数える小納戸の指図、奥向の取締り、將軍側近の諸用向の取扱いなどを行う。小納戸頭取は奥向の取締りとして表役人に応接するため大なる権力を生じ、小姓を凌ぐものがあつたとも言われる(吉川弘文館版『国史大辞典』五、昭和六十年)。

しかも大島は、その父古心守正以来、好学の吉宗の側近中、学問面を担当したと言われ、在満の養父東満の「創学啓文章稿」も彼を宛名として記されたような人物である(注(4)羽倉氏「荷田在満の『大嘗会便蒙』に因る奇禍」一八四頁)。

その彼が在満に書翰で伝えた指示が本件に関する將軍周辺の意向とまったく無関係とは考えにくい。

少なくとも、実際の取調を行った田安付きの家老たち(「御守衆」加藤甲斐守納泰・建部民部少輔広充。「守」役は今の家老に当たると『寛政重修諸家譜』加藤納泰の項に言う)や支配筋(「支配」小川長左衛門

康明・細田清左衛門康行・遠藤平右衛門忠通。同じく『寛政重修諸家譜』によればこの時彼らはいずれも田安の物頭兼目付であるより、この時の將軍との距離においてはるかに近く（田安側に紀伊和歌山からの家臣はおらず、彼らは將軍側衆加納遠江守久通からの指示で、加納の問いに対する回答を在満に書かせるのみの役回りである）、大島の意見——あるいは大島の読み、なのかもしれないが——は従来のごとくに無視されるべきではなからう。

そして、当時の江戸出版法からすれば、当時の出来事の報道出版行為は禁令事項であり（前掲拙稿『江戸時代三都出版法大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」六「三都共通出版法（二）」——享保零年代町触（二）、および本章八「三都個別出版法——享保以前」（四）「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説（寛文十三年・一六七三以後三都個別令）」）、火事で焼けた場所を記した図版すら出版売買が許されないことを考えれば、当時再興実施された儀礼内容の出版は、江戸地では禁止行為に当たるものと解釈される。在満は、当時京都で出版された大嘗会版本が江戸で流布していたから、自らの出版にも問題はないはずだと弁明したが、当時の出版法に照らして違法行為にちがいはないわけで、すでに違法行為を行ったものがあるのだから自分もそれを行っていいはずだ、との理屈が通るはずもない。

このように当時の出版法制との関連を確認してみれば、この問題は、従来のように朝廷儀礼に関しての公家と幕府の関係だけで説明されるべき問題ではないのである。ことは当代將軍が発した法度に関わる問

題であった。

おそらくことがらは、在満が関知し書き記した以上に、また、それにもとづき近現代の人々が考えた以上に、意外なおおごとだったのである。

だから、在満の謹慎処分が解かれた十一月十三日から二ヶ月後の元文六年正月二十八日に江戸で、——京都では数日遅れて二月七日に、朝廷儀式に関する出版追加令が触れ出されることになったのである。本件に関して発令されたこの触の内容・表現についても従来ほとんど分析の対象とされたことがない。

覚

去々年於京都、大嘗会被行候御作法、致板行候段相聞候に付、去年絶板被仰付候。自今以後、朝廷御規式板行の事、有来候外停止に候。但、有来り候板古く成、彫改候類は不及断候。

西正月⁽⁷⁾（『江戸町触集成』六五八七）

この法令で「有り来たり候ほか停止に候」とある発想には注意しなければならぬ。それは先に掲げた享保七年の書物関係五ヶ条令第一条に見える「その筋一通りの事は格別」ともその発想は共通して、この書物関係五ヶ条令以前から幕閣で検討されていた法案にも「有り来たり」という単語は出て来る。⁽⁸⁾

右の品々（器物・織物・書物——山本注）、有り来たり物にても、最初はその仕形の品軽く候ても、段々仕形を替へ、花美を尽くし、潤色を加へ、甚だ費えなる儀になり候あいだ、最初の質朴を用ひ候様に仕るべく候。

初期法案ではこのために新規の仕出し、仕立てを禁止すると言っていたのである。

それは享保六年（一七二一）閏七月に三都（江戸・京都・大阪）で実際に触れ出された新規商品停止令では

諸商売物のうち、古來の通りにて事済み候ところ、近年色品を替え、物数寄にて仕出し候の類は追て吟味を遂げ、停止申し付くべく候あいだ、兼ねがねその旨相心得べく候事。

と表現されてもいて、発想は一貫している。

元文六年の朝廷儀式書出版禁令が全面的禁止令でなく制限令であるのは、このような一貫した発想によるものである。

すでに存在するものでもう十二分なのであって、これ以上新規の出版は、その必要のない過剰・贅沢・無駄にあたるという理屈である。

在満は『便蒙』に固有の新しい情報はなく、これまでも知られている史料による説明しかないゆえ問題はない旨を弁明したが、將軍吉宗の発想で言えば、それでは出版する必要がないのであって、無駄な出版は許されるべきではないのである。

したがって、今回の件においては、出版流通条件に暗い素人の在満にさほど重い科罰は加えられず、そしてまた、町触禁止事項である異説出版の可能性を見過ごし、差し障りのある出版かどうかを確かめる手続をも取らなかった、出版手続のプロではあるが、学問と幕府内の手続に明るいはずがない書肆小川彦九郎・板木師も同じく町預けの罰に処されたのである（注（4）『荷田全集』七「凡例」所引の羽倉『信名日記』元文五年九月十九日条）。

公家方でも在満謹慎の処罰までは不必要の感を抱いたことが紹介されているが（前掲「大嘗会便蒙御答願末」末尾に所引の『兼香公記』九月二十日記事）、処罰の理由は幕府の側にあったのである。

従来の研究では、この件に関する在満の受難の発生原因を専ら、公家方が幕府に対して物言いを付けたことと考えており、在満の受難は公家方に対する幕府の過剰反応とも解釈されてきたが、結果として実際に発令された町触の表現および意味内容に注意すれば、やはり在満が、当時幕閣がすでに出していた法令に、——ということとは、ひいては享保の改革政治に——違反してしまっているところが確かにあったのだとわかる。

現実にはあざなえる縄のごとく一筋縄では成り立っていないのであって、この時に出された朝廷儀式関係出版制限令は、違反者が出てしまった以上、わかりやすく前出版法令の趣旨を補足し表現した補足追加令の性格を持っているのである。

従来の研究にはいまだ当時の法令面への顧慮がなく、在満処罰の理由は見逃されていたように思われるので、ここに出版法制面からの説明を加えてみた。

二

さて、本稿の主旨は国学者荷田在満の受難とその原因と結果の解説にあるのではない。

そうではなくて、この受難に際し在満が記しとどめた幕府に対するその弁明のやりとりの一部始終のうちに、江戸時代前期の出版制度に関する重要な情報が含蓄されている、その含蓄をくみとり、ここに開

陳しようとするのである。

在満はこの度の出版に関する顛末を記した口上書を何度も何度も問い直され書き直させられるうちに自らの言い分をそれとは別に書き置いてその一節に言う。

京都より新版の大嘗会の書も誰人が板行出し、御当地迄も流布仕り候事に御座候へば、差し控え候にも不及儀と存じ候に付き、日本橋南二丁目小川彦九郎と申す書林を板元分に仕り候。所の儀等承り合候へば、彦九郎申し候は「前方は板元の書林より町御奉行所へ写本差し出し、御吟味の上板行仕り候。近年は書林仲間にて吟味仕り候様被仰付、町御奉行所へは差し出し不申候。右写本差し越し候は、今度此様の書、彦九郎方にて板行仕り候段を申し、総仲間へ吟味廻し可申候」段申し候に付き、去秋彦九郎方へ写本差し遣わし、為致吟味候所、故障の儀無御座候由にて、彦九郎方にて板木屋申し付け、為致板行差し越し申し候に付き、私方にて為摺申し候。(二四頁)

江戸でも流布したという誰が出したかわからない京都「新版の大嘗会の書」——誰が出したかわからないということは、版本に著者名が記されていないなかったということであろう。——は、今日日本古典籍総合目録データベース(国文学研究資料館ウェブサイト)で「大嘗会」で検索をかけてもそれらしいものには出くわさない。

元文三年の版本ということでは、かろうじて八戸市立図書館南部家旧蔵本に一本残ることが知られる『新説大嘗会実記』がそれに当たるものである可能性を持つが、実見できてはいないのでまだ京都板かど

うかはわからない。

何より江戸でも流布したと言うにしても今日一本しかその存在を知れないことがひっかかる。

あるいは、在満の『便蒙』の回収と禁令によって『新説実記』も回収されることになったものであろうか。それにしても『便蒙』で回収の痕跡が町触として歴然と残ったのに比して、こちらはまだ回収の痕跡に見当たっていない。

ともかくも京都板の新版書があったから出版してもいいだろうというの、あるいは世間に疎い学者の考えと評されることもありそうである。

著者名も記していないそれは、いかにも際物出版ということなのであろうし、その本が仲間検閲不行届とか京都未届出素人板の売り弘め等の事情でやがて回収の憂き目に遭うとも限らないわけであるし、幕府御用を勤めて得た情報をその張本人が一部にもせよ世間に広めるという体はいかにもまずかろうことも心配しなければ行き届かないであろう。また、すでに元文三年時の大嘗会本が出ていたということは、『便蒙』が類本として出版願時に問題になる可能性があることも心配した方がいいことである。

しかし、餅は餅屋、本は本屋、それぞれの職種に応じた知識と慣習があるわけで、だからこそ専門職の商業出版者を板元に立てる必要があるのだから、出版業者以外は、普通は出版業者を板元に立てるということを知っているだけで充分でもあるし、それ以外のことはなかなか情報を得ることすらむずかしいのであろう。情報は個人個人、

具体的に得られる状況と環境が特定に異なるのであって、一個人に即して見る場合に、一般的レベルとか平均的レベルとかは何の意味も持たない。

板元小川彦九郎は『割印帳』（享保以後江戸出版書目）に最初（享保十二年・一七二七）から名前が見え、天明四年（一七八四）に至るまで五十年百点以上の本を取扱っており（京板元の江戸売出しが多い）、江戸の本屋仲間の割印行事を最初から勤めているくらいであるから、江戸本屋仲間の中心的本屋のひとつであろう。

十軒ほどある江戸の小川姓の本屋の中では唯一持続的な取扱点数を持つ本屋である。

京都の（同姓と言えるだろうか）小河多左衛門の出版書の江戸売出しを勤めることが多く、もともと血縁あるいは主筋等のつながりがあるのだろう（出店と見るのが一般のようである。速水香織「科学研究費助成事業研究成果報告書」平成23～25年度若手研究（B）課題番号二三七二〇一二三「元禄期の江戸における浮世草子及び俳諧ネットワークの研究——出版文化を基盤として——」等）。

『大嘗会便覧』はこの書肆の出版物としては変わり種で、和学の書籍出版に熱心ということはないようである。

在満がどうした由縁で小川彦九郎を板元に立てることになったのか、その手懸かりをまだ見出していないが、小川は享保年間、吉宗肝煎の『官刻 六論衍義』の版元五軒のうちの二軒であり、京本店小河多左衛門とともに吉宗肝煎の『日本輿地通志』畿内部（通称「五畿内志」）。最初の幕撰地誌とみなされる）の版元であったから、幕府との関係がない

わけではなかった。そのことが人脈的につながったのかも知れない。

その彦九郎が出版手続の変化を教えて

前方は板元の書林より町御奉行所へ写本差し出し、御吟味の上板行仕り候。

近年は書林仲間にて吟味仕り候様仰せ付けられ、町御奉行所へは差し出し申さず候。

右写本差し越し候は、今度此様の書、彦九郎方にて板行仕り候段を申し、総仲間へ吟味廻し申すべく候。

と言ったと言う。

以前 板元書肆——（写本提出）↓町奉行所（写本吟味）↓板行

←

近年 板元書肆——（写本提出）↓本屋仲間・総仲間（写本吟味）

↓板行

「書林仲間」における「吟味」は「仰せ付け」であると言っているから、これに当たる制度変更が享保七年（一七二二）十一月（江戸触）の書物流通条件五ヶ条発布による仲間吟味の開始命令であることは明白である。

享保七年十一月の書物流通条件五ヶ条の付文に以下のようにある。

右の（五ヶ条の——山本注）趣をもつて自今新作の書物出候とも吟味を遂げ商売いたすべく候。もし右定めに背き候者これあらば奉行所へ訴へ出づべく候。数年を経、相知れ候ともその板元問屋ども急度申し付くべく候。仲間吟味いたし違犯これなきよう相心得べく候。以上。（傍線・傍点山本）

このように明らかに「自今」（これ以後）の「仲間吟味」を命じている。

『大嘗会便蒙』の版本出来による書林仲間の割印手続は元文四未年（二七四〇）十二月のことである（『享保以後江戸出版書目』新訂版、臨川書店、平成五年）。在満もその書付に「未の十二月私宅に於いて百部摺らせ」と記していて、本を欲しい者たちがそれぞれ準備金を支払ったこの本の場合、小川彦九郎は本屋仲間手続と板木屋を手配し板木をこしらえさせただけで、印刷製本は在満宅で行っているようであり、その年月は割印手続と同月である（前掲「大嘗会便蒙御咎願末」二頁など）。

元文四年から享保七年は十八年前。そして、江戸本屋仲間組合結成時においてすでに相応の位置にいた書肆小川彦九郎の言うところによると、それ以前は、江戸では、町奉行所での版下本検閲制・町奉行所申請制が布かれていたというのである。

それではこの制度はいつにさかのぼるのであるうか。

江戸町触でそれらしい規定があるのは貞享元年（一六八四）四月九日触（『御触書集成』二〇一三令・『江戸町触集成』二二二四令）である。

覚

一、町中板木屋共、御公儀之義は不及申、珍敷事致板行候はゞ、両御番所へ申し上げ、御差図次第可仕旨、此以前も御触有之、板木屋ども証文致し置き候所、此の度服忌令之御触、御差図をも不請致開板、其上加筆仕り候段、重々不届に付き、御穿鑿之上、開板当人籠舎に被仰付候間、向後右之旨弥相心得、御公儀之義は不及申、諸人可致迷惑儀、其外可相障儀、開板一切無用に可仕候。

うたがわしく存じ候儀は、両御番所へ伺ひ、御差図を受け板行可仕候。若し隠し候而致開板候はゞ、御穿鑿之上急度曲事に可被仰付候間、板木屋共並びに町中之者、此の旨堅く可相守者也。

子四月

ただし、それらしいと言うのは若干の、だが決定的とも思われるちがひがあるからである。

右の触の対象者としては「板木屋」が中心である。触文冒頭から最後の行にいたるまで触文が記述しているのは板木屋に対する前令の内容であり、にもかかわらず行われた板木屋の違犯行為であり、さらなる追加指令であり、それを守るべき者はまずは板木屋たちである。

それは本屋が守らなければならない規定であるとは一見思われない法文であるが、ただし最後は「町中の者」も「この旨」を「堅く相守るべきもの」とされている。

なるほどそうしてみると、この「町中の者」の語のために本屋は本令を遵守し、本の内容にさしさわりのあること（相障るべき儀）が含まれないかどうか、町奉行所（両御番所）に伺い、差図を受けなければならなくなったのであろう。

しかしそれは解釈にすぎないではないかと疑問を抱く向きもあろうかと思うが、元文の小川彦九郎はこの触の規定と関係のある注意を在満にうながしている。

先ほど来引用を続けている在満の「大嘗会便蒙御咎願末」に、何度も何度も書き直しをさせられた最後の「口上之覚」がこの点について最もくわしく、そこには

前方は板元書林より写本を町御奉行所へ差し出し、御吟味の上板行任り候。近年は書林仲間にて吟味仕り候様被仰付、町御奉行所へは差し出し不申、世上へ相障り候儀無御座候へば、其の段仲間中の割印を取り置き候（一七頁）とある。

本屋仲間が命ぜられた検閲相互監視内容は、まず直接は享保七年の書物流通の五ヶ条件であったが、古参の本屋たちは前代からの遵守事項を覚えてしまっていたのであろう。「世上へ相障り候儀御座無く候へば」は貞享元年令の「相障るべき儀開板一切無用に仕るべく」の変化形であろう。

と、貞享元年令との関係を確かめた上で、先の、若干の、だが決定的とも思われるちがいの確認作業に、もう一度もどる。

貞享元年令は「板木屋ならびに町中の者」に開板予定書の内容に問題がある可能性がある場合に奉行所に確かめることを命じているわけだが、それなら主に開板を計画する本屋が奉行所に確かめればよいとなつて、小川彦九郎が言ったような板元書肆が出版予定本を町奉行所へ提出する慣習が生じたのだ、との事情を、今しがた考察した。

だが、小川の言い方では、板元の稿本町奉行所提出は必須の行為であったごとくで、これは町触が言う「疑わしく存じ候儀」あらば「御番所へ伺」うといったニュアンスではもはやない。

だが、町触は「隠し候ひて開板致し候はば」「曲事に仰せ付け」とと脅しているのだから、結局は安全策を採って、すべて出版予定稿本は奉行所へ提出、との慣習が生じるであろうことはいかにも当然のこと

のように思われる。

拙稿『江戸時代三都出版法大概——文学史・出版史のために——』（岡山大学文学部研究叢書二九、岡山大学文学部、平成二十二年二月）でも、当然この貞享元年令を取り上げたところはあるが、法文を解釈して「町奉行所へ来いという」ことだ、としていた。⁹⁾

しかし、現実にはさらにもう一展開があつて、いつという確実な年次を定められるわけではないが、法文後に、江戸では、事実上町奉行所出版物検閲・出版許可制が始まつたという、町触だけを見ていたのでは到底そこまで考えを及ぼすことはできない現実の展開があつたことを、「大嘗会便蒙御答願末記録」の一節は伝えていたのである。

これまで江戸の法令に関しては、どちらかと言えば「三日法度」とかの印象が強調されることもあつて、それがどの程度江戸時代の出版・文学の確かな前提になつていたのかを疑う向きも確かにあつたが、「三日法度」が江戸時代法令の本質的なではなく、「三日法度」という非難が生じる背景にはやはり法度の恒常性という、法度のあるべき姿についての社会通念があつたと見るべきである。

町触の規定から一歩進んで一歩離れて新制度的なものが生じることまであつたということ、それが商習慣となつて一貫して守り続けられることがあつたということを、本稿で取り上げた事例は、われわれに教えてくれているのである。

〈引用文献〉

『江戸町触集』（塙書房平成六年〜平成十五年）

〔注〕

(1) 拙稿『江戸時代三都出版法大概——文学史・出版史のために——』（岡山大学文学部研究叢書二九、岡山大学文学部、平成二十二年二月）本章「三都町触による江戸時代出版法概観」五「三都共通出版法（一）」——天和二年（一六八二）高札一九九二〇頁。

(2) 出版物に関してこのような町触はほとんど類を見ないところから、そのように判断できるだろう。

江戸時代出版の中心都市であった京都・大阪・江戸でそれぞれに発令された町触から出版物に関して発せられた町触を抽出して作成した一覽、山本秀樹編『江戸時代三都本屋・出版物関係町触一覽』（平成16年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究C）（研究成果報告書『江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）出版法制の比較研究』平成二十年三月、研究代表者山本秀樹）を参照された。

(3) 羽倉氏の論述は以下の通りである。資料に見える見解に対して羽倉氏が展開する否定的考察が本稿の前提でもあるため、引用しておく。

宗武没後、その遺稿処理にあつた遺臣大塚孝綽の所記に、次のやうに見える。

（前略）羽倉氏注。以下特にことわらないものは同様。年若うおはしまし、頃はい、荷田在満といふ人いさ、か有職のわざ心得たる、御内に仕へまつりぬ。折にふれつ、人して尋させ給ふ事の、仰せ事なども侍りしが、程なく公けより在満罪かうぶる事ありて退けられしかば、この書（有職面の書）の御事にも預りまつらざるにき。その後、御年長けさせ給ひし頃、加茂真淵（てし山本忠）てふ者を御身近く召して、此書をも見させ給ひけれど、真淵は古人の歌を解く事をのみ事として侍りければ、よそひの事など心得ぬわざのみ多かめる。されば御助けに成りまつる程の事もなくて侍りしうち、彼れも又身まかり侍りぬ。その後はわが国の古事学ぶ者、御内に侍らで空しく御自らのみ沙汰しおはしましぬ。（宗武の著「服飾管見」の稿本の解説）

在満がその著『大嘗会便蒙』によつて、幕府から版木没収且つ閉門の科罰を受けたことによつて、田安家からも退けられしかば云々と説明してゐるが、これは聊か事実と相違の嫌ひがあるやうである。即ちこの事件は在満の田安家勤務とは別個の事件で、元文四年京で挙行の大嘗会拝観調査に在満が差遣

された事、これに関連しての著作公刊の件はもと幕命にもとづいて行動した事であり、（中略）山本注。以下特にことわらないものは同様。田安家では従つて不関知の態度をとり、また現実には主宗宗武も内々関知してゐる程度で、家臣たちも真相についてはこれを知らなかつたやうである。（中略）

この在満の奇禍（科罰閉門）にあたり宗武は終始その救護にあたり、赦免後はその慰労のため、かつは奨学のため歌論の呈出を嘱してゐる。即ち『国歌八論』の成立である。この奇禍については辱知土岐善麿翁の力著宗武研究に詳細記述あり（『田安宗武』第四冊「雜纂」七「在満閉門」を指すであろう）、私も『朱』誌（伏見稲荷大社刊行「原注」の第十六号で一文を発表した（注（4）後掲）荷田在満の著『大嘗会便蒙』に因る奇禍）。要はこの事件、京の公家縉紳の間で幕府の役人が、朝廷の規式についての研究を発表したといふ奇異感から、この板行が偶然の話題にのほり、幕府上司に対し何人の著かと尋ねたといふだけのこと、その可否を云々したわけではなかつたのであるが、幕府は神経質に過ぎたところから端を発したのである。この板行にあたり、在満が予め幕府上司に伺をたて、即ち手をうつておけばよかつたのであらう。事の軽重は上司の判定によることで、在満に於ても用意の上で落度があつたことは否めないものである。

羽倉氏の見解をさらに進めて吉宗個人の朝廷尊重意識に原因を求めようとしたものに、古相正美「荷田在満『大嘗会便蒙』御咎め一件」（『神道宗教』一四〇・一四一、平成二年十月）がある。

なお、『服飾管見』は、昭和三年、吉川弘文館・日用書房発行の『増訂故実叢書』第九回配本に翻刻収録され、昭和二十六年、明治図書出版・吉川弘文館発行、明治図書出版発売の『新訂増補故実叢書』二五としても再度印刷されているが（同一版面）、羽倉氏の引用とは語句に小異が多いので、氏の用いられた『服飾管見』はこれらではないやうである。ために、右の引用を『増訂故実叢書』で校訂することはさしひかえてある。

『増訂故実叢書』（『新訂増補故実叢書』でも同じ）で言えば、右の引用は『服飾管見』の「凡例」第一条であり、それを「解説と表現したのは羽倉氏であらう（土岐氏前掲書「有職故実」二「服飾研究」でも六頁に「凡例」と言っている）。

『服飾管見』が羽倉氏の言われるように「稿本」であつたことは、同じく第四条に

「御草稿」出来後間もなく御病氣とあるところからわかる。

「服飾管見」の「凡例」は安永四年（一七七五）閏十二月付で、在満の致仕後二十九年、宗武侯没（明和八年）後四年に当たる。不審は、羽倉氏がこの記述を孝緯一人の拳に帰したこと、で、「増訂故実叢書」以下では、「凡例」の署名は「藤原孝緯／源清良」（大塚孝緯・長野清良）の連名になっている。土岐氏前掲書「服飾研究」でも二名の行いとす（六頁）。

ちなみに「増訂故実叢書」の底本は故実叢書編輯部蔵本であり、それを内閣文庫蔵本で対校したとある。

先述の語句の小異からして羽倉氏は羽倉氏身近の「服飾管見」写本を用いられたものと思われる。

(4) 『荷田全集』七（官幣大社稲荷神社、吉川弘文館、昭和六年）でも同題で収録されている。羽倉敬尚氏の「荷田在満の『大嘗会便蒙』に因る奇禍」（『近世学芸論考』明治書院、平成四年。初出昭和四十九年一月）によると原題は「長月物語」と言うらしい（一九三頁）。大正五年版「大嘗会儀式具釈」は同年十一月十八日に東京飯田町の学院大學において、同学有志で在満従四位の贈位奉告祭が行われた際、後裔信一氏の手により編集（同書奥付）出版され頒付されたものと言う（羽倉氏同上稿）。同書奥付にある発行日は贈位奉告祭の二日前である。

現在、後裔がどう過ごしておられるかを知らないが、平成15年度／平成18年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』（平成十九年三月、研究代表者國學院大學文学部教授根岸茂夫）「研究の計画と概要」2「本研究の意義と当該領域の研究に貢献できる点」(ii頁)によると『荷田全集』編纂の際には在満の家に伝来した麻布水川神社所蔵の史料が一部用いられていたが、昭和二十年の東京大空襲により焼失したと言う。「長月物語」がこの水川神社所蔵の史料のうちにあったかどうか、そして、この奇禍をまぬかれたかどうかを、私はまだ確かめられていない。

(5) 大嘗会の再興については將軍綱吉時の東山天皇貞享度のものが最初であるが、継続されなかった。この事情については三木正太郎「近世に於ける大嘗会」（『大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、昭和五十三年）、武部敏夫「元文度大嘗会の再興について」（『天皇代替り儀式の歴史的展開——即位儀と大嘗祭——』柏書房、平成元年。初出『大正大学大学院研究論集』八六巻六号、昭和六十一年）、同「貞享度大嘗会の

再興について」（『大嘗祭と新嘗』学生社、昭和五十四年。初出『書陵部紀要』四、昭和二十九年）参照。

(6) この辺りの発想は別稿「江戸幕府の特定写本禁止法とその思想（下）——幕府出版規制が実は書物規制であること——」（『岡山大学文学部紀要』六二、平成二十七年三月）において、諸国巡見使の下役の写本売渡を罰したこと、および老中松平定信著作について貸借をすら不適當とした大阪触について確認したところから想定できる。

吉宗御用出版物の前例で言えば、『日本輿地通志』畿内部分（五畿内志）の場合、並河誠所は早く享保十四年四月には町奉行大岡越前守を通じて板行許可を願い出、同月中にその許可を得ているが、実際の刊行は吉宗への清書本献上（享保十九年）を終え、吉宗の編纂ねぎらいもあって（銀十枚の下付）の後の享保二十年のことであった（白井哲哉「日本近世地誌編纂史研究」思文閣出版、平成十六年。第3章「五畿内志」編纂の歴史的意義」第2節「五畿内志」の編纂過程」（3）「板行をめぐって」）。

幕府御用なのであるから、これが当時の常識的に自然な物事の流れと順序というものであつたらう。

幕府側から見れば、將軍御用の清書本の献上も終わっていないうちから、御用掛を通じての許可も得ずに一部刊行など、物事の順序も軽重もわきまえない愚行と見られてもしようのないところだったのであるまいか。

在満は將軍への報告とは別物であることのみを御用掛の大島にことわったと言うが、そもそもが刊行願いとして話を持ち出すべきだったのだらうし、將軍への報告書献上が何より優先されるべき仕事だったであろう。

在満への申渡（大嘗会便蒙御答頭末記録）末尾に所引の「兼香公記」記事中に見える「中にある『前以て役人えも不相伺、旁不調法の至』の語句には右のような意味合いが含まれている。

(7) なお、本令に関して、本件に直接関係のない大阪での触れ出しはなかった。

前掲拙稿「江戸時代三都出版法大概」本章「三都町触による江戸時代出版法概観」七「三都共通出版法（三）——江戸時代後期」（一）「文政六年（一八一三）暦触付、寛保元年（一七四一）朝廷儀礼関係書新規出版停止令（江戸・京都）二四二頁ではいまだ町奉行所史料「享保撰要類集」の参照に及んでいなかったが、「新規物并書物之

部」三十九に発令記録が残り(旧幕府引継書影印叢刊4『享保撰要類集』四、野上出版、昭和六十一年、参照)、老中から江戸の町奉行に京都町奉行へも送達するよう指示が出ていることがわかる。ということはやはり大阪への送達はなかったわけである。

本件に関しては同部三十七(元文五年十二月十日)からが関係記録であるが、京都においては公家方は享保十八年にも京都町奉行に要請して絶版例を作っていたことがわかる。その点、『大嘗会便蒙』の絶版は突如として起こった事例ではなかった。そして、その際も公家方は、書物の絶版のみを求めたものらしく、著者の処罰にまでは及ばず、京都町奉行所の側で過剰な反応を見せた、などということもないようである。

(8) 享保七年書物関係五ヶ条令以前に検討されていた法案に関する詳細は前掲拙稿『江戸時代三都出版法大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」六「三都共通出版法(二)——享保零年代町触」(二二六―二三〇頁)を参照されたい。

(9) 本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法——享保以前」(四)「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説(寛文十三年・一六七三以後三都個別令)」(二六四頁)

(10) 同右「江戸時代三都出版法大概」本章八の前掲(四)小節「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説(寛文十三年・一六七三以後三都個別令)」(二六六頁)に、京都の宝永五年(一七〇八)令によって、おそらくは日本で初めて全出版物の届出制が施行された、と書いた。

本稿で気付いた、江戸で生じた事実上の届出制は、法令によって規定されていたわけではなく、また、いつ事実上の届出制となったのかという点も不明であるので、右の記述はまだ誤りと決したわけではないが、ただ右のように言い切ってしまうわけにもいかなかった。しかし、この事実上の江戸の出版届出検閲制度が法令によって施行されたと言え表すことができるものであるかどうかがいまいかなものである以上、右の拙稿の記述は、本稿で明らかになったことさらに関する記述を付随させて判断を留保するという、ことさらに複雑な状態に変更せざるを得ない。

しかしそれは、本稿で取り上げた事例からも察することが可能な、江戸時代法制度把握の一筋縄でも二筋縄でも行かない複雑さに相応じた認識の複雑さだと言

える。

江戸時代が法令多発社会であったことは事実であろうが、眼の前に残る法令の多さに眩惑されて、法令文がすべてを支配する国家であったかのごとく勘違いするわけにはいかない。

〔付記〕本稿は平成27年度～平成30年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))課題番号一五K〇二二四八研究課題名「日本近世出版法制研究補完及び文学史との関連追求」による成果の一部である。